

藤沢市審議会等の設置及び運営に関する基本指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市民の自主的、主体的な市政参画を促進し、市民に関わられた市政の推進及び市民との協働による市政運営の実現を図り、もって、より一層の行政の公正の確保と透明性の向上を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の定めるところにより法律又は条例に基づいて設置されるもの
- (2) 附属機関に準ずるもの 学識経験者や市民等の意見を求め、これを市政に反映させることを目的として要綱等により設置されるもので附属機関以外のもの

(設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の適切な運営を図るため、条例又は要綱等には、原則として、設置目的、所掌事務、委員の数、選任区分及び任期について定めること。

(委員等の任命)

第4条 委員等の任命は、設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正性の確保等を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 学識経験者は、より高度な専門的知識を生かせるよう、常に新しい人材の発掘及び登用に努めること。
- (3) 広く市民の意見を聴くため、審議会等の設置目的、審議内容等を勘案した上で、構成員数の20パーセント以上の委員等の公募に努めること。
- (4) 団体から委員の推薦を受ける場合は、特定の者に委員が偏らないよう依頼すること。
- (5) 男女共同参画社会の実現をめざし、政策及び方針決定への女性参画を促進するため、「審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針」に定める女性の登用比率目標の実現に努めること。
- (6) 委員等には、市職員を任命しないこと。ただし、法令等に定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (7) 委員等は、その在任期間が引き続き2期を超えないこと。ただし、選出

母体及びその代表者が法令等で規定される場合、あるいは他者の選出が不可能な場合は、この限りでない。

- (8) 公募の委員は、改選ごとに公募するものとする。
 - (9) 複数の審議会等において同一人を重複して委員等に任命しようとする場合は、原則として2機関までとする。
 - (10) 本市に生活基盤をおく外国人市民の積極的な登用に努めること。
 - (11) 市議会議員を構成員とする場合は、その都度、議会事務局と事前に協議すること。
- 2 前項第7号及び第9号の規定は、委員等に任命しようとする者が次の各号いずれかに該当する場合は適用しない。
- (1) 市議会議員、審議会等の所掌事務に緊密な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合
 - (2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られない等、特別な事情があると認められる場合
- (審議会等の運営)

第5条 審議会等の運営に当たっては、効果的、効率的に行い、次の事項に留意するものとする。

- (1) 会議は、原則として公開するとともに、日時、場所、議題等を事前に公表すること。
 - (2) 会議の開催は、必要最小限にとどめること。
 - (3) 会議の資料は、原則として会議の開催前に配付すること。
 - (4) 会議記録等は、原則として公開し、審議経過等が明確となるよう作成すること。
 - (5) 様々な社会活動を行っている市民が、広く参画の機会を持てるように、会議の開催に当たっては、必要に応じて、日曜日、土曜日、休日あるいは夜間その他委員の出席又は市民の傍聴が容易な日程を検討すること。
- 2 次のいずれかに該当する場合は非公開とする。

- (1) 藤沢市情報公開条例第6条第1項第1号から第5号に規定する非公開事由に該当する場合
 - (2) 妨害行為が想定されるなど、円滑な議事運営に著しい支障がある場合、あるいはあることが想定される場合
 - (3) 任意提供情報等を取り扱う場合
- (審議会等の統廃合)

第6条 既に設置されている審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 既に所期の目的を達成したもの。

- (2) 行政需要の変化等に伴い、必要性が低下してきているもの。
- (3) 活動が著しく不活発で、設置効果が乏しいもの。
- (4) 他の行政手段等で対応が可能なもの。
- (5) 設置目的又は所掌事務が他の機関と重複している又は類似しているもの。
- (6) 行政の総合性及び効率性の確保の見地から統合が望ましいもの。
- (7) 目的達成のめどが立たないもの。

(連絡調整)

第7条 各審議会等を所管する課等の長は、委員等の選任に当たっては、原則として委員選任に係る事務を開始する前に、男女共同参画主管課長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、2010年(平成22年)3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条及び第4条の適用については、審議会等の委員の次期改選期から適用するものとする。

(審議会等の設置及び運営等基本指針の廃止)

- 3 審議会等の設置及び運営等基本指針(2000年(平成12年)4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この指針は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

附 則

この指針は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

附 則

この指針は、2017年(平成29年)12月1日から施行する。

附 則

この指針は、2024年(令和6年)1月12日から施行する。